

2008年10月7日

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

AM&T
ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

Japan Corporate / M&A Newsletter

株券電子化への準備

株券電子化の実現まで残り数ヶ月となった。上場会社としては、株券電子化への準備に必要な作業を再度確認し、電子化への移行や電子化後の株式事務の運営に支障が生じないようにしておく必要がある。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の会社法務プラクティス・グループ所属の仁科秀隆弁護士 (hidetaka.nishina@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

いよいよ株券電子化に関する法令が来年1月に施行される予定であり、これによって上場会社の株式がすべて株券ではなく振替株式制度と呼ばれるペーパーレスの制度の下で電子データとして記録されることになる(株券電子化)。

上場会社がこの株券電子化に向けて行うべき準備作業として、まずは、①定款や株式取扱規程を中心とする株式関係の内部規則の見直しが挙げられる。定款変更については既に今年の定時総会で実施済みの会社も多いと思われるが、株券についての規定(例えば、会社が発行する株券の種類(10株券、5株券及び1株券等)に関する規定や、株券不所持の申出に関する規定)や、現行の保管振替制度(株券電子化に伴って振替株式制度に発展的に解消される)に基づく制度が存在することが前提となっている記述(例えば、実質株主通知をもとに株主名簿を作成する旨の規定や、株主に実質株主を含むものとする旨の規定)を見直す必要がある。その際には、単に旧制度に関する文言を新制度に置き換えるだけでも当座は間に合うかもしれないが、電子化後の株式事務の効率的な運営のためには、新制度の仕組みに応じた規定を新設することが望ましい。このほか、②株券電子化の段階で保振に株式を預託せず券面のままで株式を保有していた株主については、発行会社の側で特別口座と呼ばれる口座を開設し、その中に株式を記録しなければならないので、この特別口座を開設する契約を(通常は株主名簿管理人との間で)締結する必要がある。この特別口座の運営は基本的に株主名簿管理人に委ねられるが、上場会社としても、株券電子化前後に株主から問い合わせ(例えば特別口座はどこに開設され、株券電子化後いつ頃になったら

使えるようになるのか等)があったときのことを考えると、一定程度その内容を把握しておく必要がある。

以上の他にも、③端株が存在している会社については端株を解消しないと振替株式制度に移行できないため、端株を解消しておく必要がある(その方法としては、例えば、100倍の株式分割をする方法や、定款の変更により端株制度を廃止しては株主に金銭を交付する方法が考えられる。)ほか、株券が廃止されるのを機に株券を記念に持っておこうとする株主からの株券の交付請求が増加することもあり得るので、株券の印刷体制(業者との連絡等)もチェックしておく必要がある。また、④上場会社は、このような振替株式の発行会社としての立場だけではなく、例えば持合株式については株主としての立場を有するので、株券電子化に伴ってこの株主としての地位をどのように保全するかを検討する必要がある(例えば、投資のために保有する株式であれば売却の容易な方法で保全することが望ましいし、安定株主として保有するため売却の予定がない株式であれば、当座は特別口座に記録しておくこととしても問題ない)。

このように、株券電子化に伴って上場会社に必要となる作業は多岐にわたり、関係当事者も多数に及ぶので、上場会社としては、各作業の法令上の位置づけはもちろん、担当者の決定といった事務的な側面も含めて、準備に遺漏がないように再度確認をしておく必要がある。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小館浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒106-6036

東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.com まで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2008